

## 令和 5 年度三重県一般会計予算

令和 5 年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 837, 140, 350 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第 13 款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 15 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		274,685,000 千円
	1 県 民 税	78,612,000
	2 事 業 税	63,981,000
	3 地 方 消 費 税	72,700,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,191,000
	5 県 た ば こ 税	2,040,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,684,000
	7 自 動 車 税	28,805,000
	8 鉦 区 税	3,000
	10 軽 油 引 取 税	21,133,000
	11 狩 猟 税	19,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	517,000

2 地方消費税清算金		92,719,000
	1 地方消費税清算金	92,719,000
3 地方譲与税		34,071,000
	2 石油ガス譲与税	92,000
	3 地方揮発油譲与税	2,381,000
	4 森林環境譲与税	143,000
	5 自動車重量譲与税	286,000
	6 特別法人事業譲与税	31,169,000
4 地方特例交付金		1,211,000
	1 地方特例交付金	1,211,000
5 地方交付税		159,927,000
	1 地方交付税	159,927,000
6 交通安全対策特別交付金		340,000
	1 交通安全対策特別交付金	340,000
7 分担金及び負担金		2,139,307

	1 分 担 金	124,363
	2 負 担 金	2,014,944
8 使 用 料 及 び 手 数 料		8,157,516
	1 使 用 料	5,579,341
	2 手 数 料	2,578,175
9 国 庫 支 出 金		129,488,619
	1 国 庫 負 担 金	53,293,036
	2 国 庫 補 助 金	75,134,929
	3 委 託 金	1,060,654
10 財 産 収 入		1,095,550
	1 財 産 運 用 収 入	581,842
	2 財 産 売 払 収 入	513,708
11 寄 附 金		11,197
	1 寄 附 金	11,197
12 繰 入 金		34,689,424

	1 特別会計繰入金	120,656
	2 基金繰入金	34,568,768
14 諸収入		20,054,737
	1 延滞金、加算金及び過料等	259,707
	2 県預金利子	21,320
	3 公営企業貸付金元利収入	2,590,027
	4 貸付金元利収入	3,768,708
	5 受託事業収入	2,174,305
	6 収益事業収入	4,706,201
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑収入	6,534,369
15 県債		78,551,000
	1 県債	78,551,000
<b>歳入合計</b>		<b>837,140,350</b>

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		1,606,613 千円
	1 議 会 費	1,606,613
2 総 務 費		44,258,977
	1 総 務 管 理 費	16,221,611
	2 企 画 費	625,201
	3 統 計 調 査 費	421,348
	4 徴 税 費	10,921,806
	5 生 活 文 化 費	4,773,832
	6 地 域 振 興 費	5,199,352
	7 選 挙 費	897,658
	8 防 災 費	2,534,623
	9 人 事 委 員 会 費	120,192
	10 監 査 委 員 費	214,634

	12 スポーツ推進費	2,328,720
3 民生費		122,814,240
	1 社会福祉費	93,518,156
	2 児童福祉費	26,395,733
	3 生活保護費	2,782,470
	4 災害救助費	117,881
4 衛生費		85,764,718
	1 公衆衛生費	69,379,445
	2 環境衛生費	173,908
	3 保健所費	177,828
	4 医薬費	5,166,222
	5 病院費	5,108,576
	6 環境保全費	5,758,739
5 労働費		1,493,059
	1 労政費	572,558

	2 職 業 訓 練 費	823,003
	3 労 働 委 員 会 費	97,498
6 農 林 水 産 業 費		33,225,754
	1 農 業 費	10,192,754
	2 畜 産 業 費	1,708,986
	3 農 地 費	9,458,832
	4 林 業 費	8,488,092
	5 水 産 業 費	3,377,090
7 商 工 費		17,087,998
	1 商 工 業 費	17,087,998
8 土 木 費		84,354,564
	1 土 木 管 理 費	25,492,627
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,872,559
	3 河 川 海 岸 費	14,457,771
	4 港 湾 費	3,519,960



	5 都 市 計 画 費	6,982,421
	6 住 宅 費	1,029,226
9 警 察 費		39,149,182
	1 警 察 管 理 費	35,015,235
	2 警 察 活 動 費	4,133,947
10 教 育 費		158,639,387
	1 教 育 総 務 費	15,016,920
	2 小 学 校 費	53,448,084
	3 中 学 校 費	29,984,038
	4 高 等 学 校 費	33,487,392
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,972,983
	6 社 会 教 育 費	2,257,473
	7 保 健 体 育 費	661,102
	8 私 学 振 興 費	8,475,276
	9 私 立 幼 稚 園 費	1,336,119

11 災 害 復 旧 費		9,770,851
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,372,024
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,398,827
12 公 債 費		112,416,929
	1 公 債 費	112,416,929
13 諸 支 出 金		126,508,078
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	68,433,872
	2 利 子 割 交 付 金	114,142
	3 配 当 割 交 付 金	2,171,662
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,514,005
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	4,892,859
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	47,321,291
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,239,533
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	820,514

	10 利 子 割 精 算 金	100
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>837,140,350</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修実施運営業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	23,079 千円
ストレスチェック実施業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,816
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	令和6年度	4,308
給与システムの再構築に係る契約	令和6年度	302,417
給与システムにおけるデータ伝送サービスの使用に係る契約	令和6年度～令和7年度	198
給与システムにおける給与振込データ伝送サービスの使用に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,056
財務会計システム機器更新に係るサーバ機器購入及び保守業務委託に係る契約	令和5年度～令和11年度	179,430
財務会計システム移行及び運用支援業務委託に係る契約	令和6年度～令和11年度	290,560
総合税システム検証用機器保守業務延長に係る契約	令和6年度	951
総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務延長に係る契約	令和6年度	18,932
総合税システムの機器更新に係るソフトウェア調達業務延長に係る契約	令和6年度	637
総合税システムの機器更新に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業務延長に係る契約	令和6年度	1,408
総合税システム機器更新に係るセキュリティ対策、非互換対応業務委託に係る契約	令和6年度	79,090

総合税システムにおけるデータ伝送サービスの使用に係る契約	令和6年度～令和7年度	2,238
総合税システム検証用機器購入及び保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和11年度	21,714
鈴鹿庁舎受変電設備及び非常用発電設備改修工事に係る契約	令和5年度～令和6年度	246,008
尾鷲庁舎空調熱源改修工事に係る契約	令和6年度	214,778
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	令和6年度	10,119
広報紙印刷業務委託に係る契約	令和6年度	28,494
デジタル投資・セキュリティ管理支援業務委託に係る契約	令和6年度～令和8年度	74,113
三重県総合ヘルプデスク業務委託に係る契約	令和6年度～令和8年度	284,868
職員ポータル・所属イントラシステム運用管理・保守業務に係る契約	令和6年度～令和8年度	4,486
インターネットメールシステム及び誤送信対策システム保守延長に係る契約	令和6年度～令和8年度	36,306
行政事務用機器賃借に係る契約	令和6年度～令和10年度	60,065
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和6年度～令和10年度	27,351
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和5年度～令和8年度	417,247
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	令和5年度～債務完了の年度	40,000
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿の指定管理に係る協定	令和5年度～令和10年度	1,898,576

三重交通G スポーツの杜 伊勢の指定管理に係る協定	令和5年度～令和10年度	507,035
ドリームオーシャンスタジアムの指定管理に係る協定	令和5年度～令和10年度	106,075
三重県営ライフル射撃場の指定管理に係る協定	令和5年度～令和10年度	19,145
離島航路船舶新造事業補助金	令和6年度	38,500
防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事に係る契約	令和5年度～令和7年度	2,354,001
防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事監理業務委託に係る契約	令和5年度～令和7年度	40,568
自動体外式除細動器（AED）機器の賃借に係る契約	令和6年度～令和10年度	702
三重県広域災害・救急医療情報システム運用保守委託に係る契約	令和6年度	39,600
医療保健部免許管理システム再構築業務委託に係る契約	令和6年度	1,386
製菓衛生師試験運営に係る契約	令和5年度～令和6年度	356
自動体外式除細動器（AED）機器賃借に係る契約	令和6年度～令和9年度	3,552
みえこどもの城の指定管理（保守管理増額分）に係る協定	令和6年度～令和7年度	3,572
難聴児支援システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和9年度	14,096
国児学園寮舎建替工事に係る契約	令和6年度	7,451
三重県身体障害者総合福祉センター非常用自家発電設備更新に係る契約	令和6年度	18,912

総合博物館「令和6年度企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	2,018
総合博物館「令和6年度企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	令和5年度～令和6年度	3,369
美術館「日本のシュールレアリスム展（仮称）」開催に係る契約	令和5年度～令和6年度	8,690
人権センター高圧受変電設備更新修繕工事に係る契約	令和6年度	110,356
美術館受変電設備改修工事に係る契約	令和6年度～令和7年度	305,536
プラスチックのマテリアルリサイクル促進システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和10年度	5,500
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	令和5年度～令和45年度	80,000 外に約定に基づく延滞金及び違約金相当額
農業経営近代化資金利子補給契約	令和6年度～令和25年度	融資総額2,000,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
農業経営近代化資金資材枠保証料助成契約	令和6年度～令和25年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.47%以内で保証料助成する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	令和5年度～令和12年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	令和5年度～令和12年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	令和6年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
土地改良事業（徳田地区ほか4地区）に係る契約	令和6年度	700,000
農地防災事業（三雲南部地区ほか11地区）に係る契約	令和6年度	1,545,000

治山事業（東又谷地区ほか15地区）に係る契約	令和6年度	1,247,500
林道等環境調査業務委託に係る契約	令和6年度	10,000
漁業近代化資金利子補給契約	令和6年度～令和28年度	融資総額1,500,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和6年度～令和23年度	融資総額100,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	令和6年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和6年度～令和9年度	融資総額200,000千円を限度として年率1.5%以内で保証料を助成する。
水産基盤整備事業（錦地区ほか9地区）に係る契約	令和6年度	900,000
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	令和6年度	3,960
大手ECサイトでの県産品販売及び物産展開催に係る契約	令和6年度～令和7年度	15,140
水素ステーション設置補助金	令和5年度～令和7年度	115,000
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和6年度～令和21年度	融資総額13,100,000千円を限度として年利率0.5%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和6年度～令和22年度	融資総額300,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和6年度～令和22年度	融資総額200,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
県・市町連携型融資制度補助金	令和6年度～令和16年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内
マザー工場型拠点立地補助金	令和6年度～令和14年度	2,650,000



マザー工場型拠点立地補助金	令和6年度～令和8年度	81,000
マザー工場型拠点立地補助金	令和6年度～令和11年度	400,000
成長産業立地補助金	令和6年度～令和8年度	180,000
成長産業立地補助金	令和6年度～令和8年度	180,000
スマート工場立地補助金	令和6年度～令和11年度	400,000
研究開発施設等立地補助金	令和6年度～令和7年度	87,700
外資系企業アジア拠点立地補助金	令和6年度～令和11年度	450,000
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	令和5年度～債務完了の年度	用地取得費5,500,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	令和5年度～債務完了の年度	1,000,000
公共土木施設維持管理事業（トンネル防災設備等保守点検）業務委託に係る契約	令和6年度	11,000
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕）等に係る契約	令和6年度～令和7年度	2,924,000
盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託に係る契約	令和6年度	69,000
道路事業（一般国道421号ほか123路線）に係る契約	令和6年度～令和8年度	18,370,650
河川事業（鍋田川ほか66河川）に係る契約	令和6年度～令和9年度	9,278,775
ダム事業（堰堤維持等）に係る契約	令和6年度	424,000

治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	令和6年度～令和10年度	8,700,000
砂防事業（小滝川ほか99河川・地区）に係る契約	令和6年度	4,400,000
港湾・海岸事業（城南第一地区海岸ほか34港湾・海岸事業）に係る契約	令和6年度	3,280,000
街路事業（桑部播磨線ほか5路線）に係る契約	令和6年度	560,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園ほか4公園）に係る契約	令和6年度	477,000
流域下水道事業計画に係る契約	令和6年度	32,400
県営住宅管理システム（第四期）再構築（移行改修）・賃貸借及び運用保守業務委託（指定管理者変更対応）に係る契約	令和6年度～令和9年度	4,107
三重県営住宅使用料の口座振替収納に関する事務処理業務委託に係る契約	令和6年度	104
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理に係る協定	令和5年度～令和10年度	3,418,238
災害土木（建設）復旧事業に係る契約	令和6年度	600,000
警務警察運営用機器賃貸借に係る契約	令和6年度	66
情報管理システム機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和11年度	270,214
情報管理対策機器賃貸借（インターネットシステム運営）に係る契約	令和6年度～令和11年度	35,231
術科訓練用機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	3,614
勤務管理システム機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	9,275

リモート授業実施環境整備に係る契約	令和6年度	55
解析用資機材等賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	12,173
捜査支援装置賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	5,976
高度AI画像分析システム運用保守委託に係る契約	令和6年度～令和10年度	53,560
写真集中処理用機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	2,937
放置駐車違反管理機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和11年度	124,746
国外運転免許証自動プリンタ機器賃貸借に係る契約	令和6年度	207
運転免許証交付等事務用機器賃貸借に係る契約	令和6年度	1,157
新運転者管理システム移行に係る契約	令和6年度	88,105
新運転者管理システム機器導入委託に係る契約	令和6年度	153,078
新運転者管理システム機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和12年度	1,021,443
大台警察署庁舎整備に係る業務委託	令和6年度	2,102,072
尾鷲警察署庁舎整備に係る業務委託	令和6年度	636,514
三重県教育委員会クラウドサービス構築業務委託に係る契約	令和6年度～令和11年度	811,248
学校情報ネットワーク用パソコン等のリースに係る契約	令和6年度～令和11年度	1,373,430

県立学校緊急地震速報端末機賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	31,988
高等学校等就学支援金に係る支給	令和6年度	505,813
学び直し支援金に係る支給	令和6年度	108
盲学校および聾学校校舎建築工事に係る木材調達業務委託に係る契約	令和5年度～令和7年度	349,016
松阪あゆみ特別支援学校校舎増築工事に係る設計業務委託に係る契約	令和6年度	69,026
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	令和6年度～令和10年度	259,019
いじめ対応情報管理システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和10年度	13,200
鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る契約	令和6年度～令和22年度	33,354
財務会計システムにおけるサーバ機器類調達及び保守に係る契約	令和5年度～令和11年度	393,096
財務会計システム移行及び運用保守に係る契約	令和6年度～令和11年度	339,112
財務会計システムにおけるデータ伝送サービスの使用に係る契約	令和6年度～令和7年度	198
電子申請における電子収納代行業務委託に係る契約	令和6年度～令和8年度	27,531
コンビニ・スマホ収納代行業務委託に係る契約	令和6年度～令和8年度	3,672
県議会本会議反訳業務に係る契約	令和6年度	392
県議会委員会反訳業務に係る契約	令和6年度	1,197

「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	令和6年度	847
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	令和6年度	12,633
各常任委員会室マイク設備の更新に係る契約	令和5年度～令和6年度	110,843

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会運営事業費	千円 84,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
委員会運営・調査事業費	1,000	〃	〃	〃
自動車管理事業運営費	14,000	〃	〃	〃
人事管理事務費	17,000	〃	〃	〃
総務事務費	92,000	〃	〃	〃
予算調整事務費	59,000	〃	〃	〃
県庁舎等維持修繕費	886,000	〃	〃	〃
財務会計管理費	29,000	〃	〃	〃
情報システム運用事業費	287,000	〃	〃	〃
電算管理費	252,000	〃	〃	〃
賦課調査事務費	1,000	〃	〃	〃

みえ県民交流センター管理事業費	3,000	〃	〃	〃
隣保館整備費補助金	12,000	〃	〃	〃
人権センター管理運営費	8,000	〃	〃	〃
総合文化センター施設保全事業費	243,000	〃	〃	〃
総合文化センター舞台関連主設備 計画修繕等事業費	372,000	〃	〃	〃
図書館管理運営費	4,000	〃	〃	〃
総合博物館管理運営費	5,000	〃	〃	〃
美術館管理運営費	59,000	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	123,000	〃	〃	〃
南部地域活性化推進事業 (総合調整事業)費	2,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	53,000	〃	〃	〃
鉄道利便性・安全性 確保等対策事業費	36,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	13,000	〃	〃	〃
防災ヘリコプター運航管理費	142,000	〃	〃	〃
災害対策管理費	20,000	〃	〃	〃
広域防災拠点維持管理費	5,000	〃	〃	〃
防災情報プラットフォーム事業費	30,000	〃	〃	〃

防 災 対 策 総 務 調 整 費	10,000	〃	〃	〃
学 校 運 営 管 理 費	230,000	〃	〃	〃
三 重 交 通 G ス ポ ー ツ の 杜 鈴 鹿 事 業 費	523,000	〃	〃	〃
県 営 ラ イ フ ル 射 撃 場 事 業 費	13,000	〃	〃	〃
福 祉 事 務 所 費	1,000	〃	〃	〃
地 域 公 共 交 通 バ リ ア 解 消 促 進 事 業 費	38,000	〃	〃	〃
障 が い 者 の 地 域 移 行 受 け 皿 整 備 事 業 費	20,000	〃	〃	〃
障 害 者 介 護 給 付 費 負 担 金	3,000	〃	〃	〃
介 護 保 険 サ ー ビ ス 事 業 者 ・ 施 設 指 定 事 業 費	1,000	〃	〃	〃
介 護 サ ー ビ ス 基 盤 整 備 補 助 金	270,000	〃	〃	〃
介 護 サ ー ビ ス 施 設 ・ 設 備 整 備 等 推 進 事 業 費	6,000	〃	〃	〃
身 体 障 害 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー 運 営 費	303,000	〃	〃	〃
放 課 後 児 童 対 策 事 業 費 補 助 金	35,000	〃	〃	〃
み え こ ど も の 城 運 営 事 業 費	46,000	〃	〃	〃
管 理 運 営 費	1,000	〃	〃	〃
児 童 養 護 施 設 費	41,000	〃	〃	〃
児 童 一 時 保 護 事 業 費	28,000	〃	〃	〃



国 児 学 園 運 営 費	16,000	〃	〃	〃
生 活 保 護 シ ス テ ム 事 業 費	1,000	〃	〃	〃
感 染 症 危 機 管 理 シ ス テ ム 事 業 費	5,000	〃	〃	〃
衛 生 試 験 研 究 管 理 費	35,000	〃	〃	〃
食 の 安 全 総 合 監 視 指 導 事 業 費	6,000	〃	〃	〃
保 健 所 運 営 費	64,000	〃	〃	〃
救 急 医 療 体 制 推 進 ・ 医 療 情 報 提 供 充 実 事 業 費	71,000	〃	〃	〃
公 立 大 学 法 人 関 係 事 業 費	91,000	〃	〃	〃
薬 物 乱 用 防 止 対 策 事 業 費	1,000	〃	〃	〃
薬 事 審 査 指 導 費	18,000	〃	〃	〃
大 気 テ レ メ ー タ 維 持 管 理 費	45,000	〃	〃	〃
水 道 事 業 会 計 支 出 金	334,000	〃	〃	〃
県 有 施 設 脱 炭 素 化 推 進 事 業 費	54,000	〃	〃	〃
環 境 試 験 研 究 管 理 費	21,000	〃	〃	〃
勤 労 者 福 祉 会 館 維 持 管 理 事 業 費	2,000	〃	〃	〃
公 共 職 業 訓 練 費	2,000	〃	〃	〃
農 政 総 務 費	3,000	〃	〃	〃

農業研修教育支援事業費	41,000	〃	〃	〃
農業試験研究管理費	57,000	〃	〃	〃
家畜衛生危機管理体制維持事業費	27,000	〃	〃	〃
畜産業試験研究管理費	58,000	〃	〃	〃
土地改良費	445,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	1,792,000	〃	〃	〃
中山間振興費	183,000	〃	〃	〃
農村振興費	86,000	〃	〃	〃
国営等推進費	156,000	〃	〃	〃
林道費	297,000	〃	〃	〃
治山費	2,668,000	〃	〃	〃
林業試験研究管理費	36,000	〃	〃	〃
自然に親しむ施設整備事業費	5,000	〃	〃	〃
漁業取締船整備費	206,000	〃	〃	〃
栽培漁業センター整備費	6,000	〃	〃	〃
アサリ等二枚貝類資源の回復対策事業費	4,000	〃	〃	〃
水産基盤整備費	911,000	〃	〃	〃

水産業研究施設機器整備費	40,000	〃	〃	〃
工業試験研究管理費	13,000	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	274,000	〃	〃	〃
公共事業関係システム事業費	97,000	〃	〃	〃
公共土木施設維持費	12,380,000	〃	〃	〃
道路橋りょう総務費	36,000	〃	〃	〃
道路橋りょう保全費	1,828,000	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	19,234,000	〃	〃	〃
河川総務費	4,000	〃	〃	〃
河川改良費	6,401,000	〃	〃	〃
砂防費	1,749,000	〃	〃	〃
海岸保全費	1,190,000	〃	〃	〃
港湾保全費	11,000	〃	〃	〃
港湾建設費	1,004,000	〃	〃	〃
街路事業費	348,000	〃	〃	〃
公園費	368,000	〃	〃	〃
住宅管理費	5,000	〃	〃	〃

住 宅 建 設 費	100,000	〃	〃	〃
県 単 警 察 施 設 整 備 費	1,479,000	〃	〃	〃
交 通 安 全 施 設 整 備 費	1,294,000	〃	〃	〃
電 算 シ ス テ ム 管 理 費	3,000	〃	〃	〃
地 域 と つ な ぐ 職 業 教 育 充 実 支 援 事 業 費	29,000	〃	〃	〃
多文化共生社会のための外国人 児 童 生 徒 教 育 推 進 事 業 費	6,000	〃	〃	〃
教 職 員 住 宅 費	33,000	〃	〃	〃
高 等 学 校 運 営 費	15,000	〃	〃	〃
実 習 船 運 営 費	22,000	〃	〃	〃
学 校 情 報 ネットワーク事業費	26,000	〃	〃	〃
校 舎 そ の 他 建 築 費	2,116,000	〃	〃	〃
特 別 支 援 学 校 学 習 環 境 等 基 盤 整 備 事 業 費	22,000	〃	〃	〃
特 別 支 援 学 校 ス ク ー ル バ ス 整 備 事 業 費	75,000	〃	〃	〃
特 別 支 援 学 校 施 設 建 築 費	784,000	〃	〃	〃
熊 野 少 年 自 然 の 家 費	20,000	〃	〃	〃
鈴 鹿 青 少 年 セ ン タ ー 費	1,773,000	〃	〃	〃
県 立 学 校 給 食 の 衛 生 ・ 品 質 管 理 事 業 費	12,000	〃	〃	〃

林野災害復旧費	36,000	〃	〃	〃
漁港災害復旧費	102,000	〃	〃	〃
海岸災害復旧費	48,000	〃	〃	〃
平成31年災害土木復旧費	68,000	〃	〃	〃
令和3年災害土木復旧費	603,000	〃	〃	〃
令和4年災害土木復旧費	1,416,000	〃	〃	〃
令和5年災害土木復旧費	1,694,000	〃	〃	〃
令和6年災害土木復旧費	40,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	9,585,000	〃	〃	〃
<b>計</b>	<b>78,551,000</b>			



# 特 別 会 計





## 令和 5 年度三重県債管理特別会計予算

令和 5 年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,743,019 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 118,773,583
	1 一 般 会 計 繰 入 金	112,104,147
	2 基 金 繰 入 金	6,669,436
2 財 産 収 入		69,436

	1 財 産 運 用 収 入	69,436
3 県 債		42,900,000
	1 県 債	42,900,000
歳 入 合 計		161,743,019

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 161,743,019
	1 公 債 費	161,743,019
歳 出 合 計		161,743,019

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和5年度発行分）	令和5年度～令和15年度	共同発行団体による共同発行の総額1,095,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 42,900,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	42,900,000			



議案第6号

令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,715,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 1,239,658
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,239,658
2 県 債		2,476,000
	1 県 債	2,476,000
歳 入 合 計		3,715,658

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 3,715,658
	1 総合医療センター資金貸付費	3,715,658
歳 出 合 計		3,715,658

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 2,476,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	2,476,000			

令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,029,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 45,150,122
	1 負 担 金	45,150,122
2 国 庫 支 出 金		40,465,246
	1 国 庫 負 担 金	29,458,818
	2 国 庫 補 助 金	11,006,428
3 財 産 収 入		1,667
	1 財 産 運 用 収 入	1,667

【第7号 令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計予算】

2 終

4 繰入金		10,702,714
	1 一般会計繰入金	9,599,584
	2 基金繰入金	1,103,130
6 諸収入		57,709,409
	2 前期高齢者交付金	57,424,930
	3 共同事業交付金	284,011
	4 雑入	10
	5 県預金利子	458
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		154,029,159

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 154,029,159
	1 国民健康保険事業費	154,029,159
歳出合計		154,029,159



議案第 8 号

令和 5 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 457,594 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 436,227
	1 預 金 利 子	355
	2 貸 付 金 元 利 収 入	435,214
	3 雑 入	658
5 繰 入 金		21,367
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,367

歳 入 合 計		457,594
歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 457,594
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	457,594
歳 出 合 計		457,594

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
AnserDATAPORTによる新伝送体制構築業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	千円 198

## 令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,685,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 48,181
	1 負 担 金	48,181
2 使 用 料 及 び 手 数 料		914,240
	1 使 用 料	904,470
	2 手 数 料	9,770

3 繰	入	金		1,398,710
	1 一	般	会	計
			繰	入
			金	1,398,710
4 諸	収	入		15,576
	1 雑		入	15,576
6 国	庫	支	出	金
	1 国	庫	補	助
			金	25,919
7 財	産	収	入	250
	1 財	産	運	用
			収	入
				250
8 県			債	283,000
	1 県		債	283,000
歳 入 合 計				2,685,876

## 歳 出

款	項	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,685,876
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,685,876
歳 出 合 計		2,685,876

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和10年度	千円 4,522

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
運 営 事 業 費	千円 283,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	283,000			



令和 5 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

令和 5 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,364 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 68
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68
2 繰 越 金		33,448
	1 繰 越 金	33,448
3 諸 収 入		27,848
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	27,838
歳 入	合 計	61,364

歳 出		金 額
款	項	
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 61,364
	1 就農施設等資金貸付事業費	61,364
歳 出 合 計		61,364



令和 5 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和 5 年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 287,892 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 1,348
	1 使 用 料	1,348
3 繰 入 金		134,888
	1 一 般 会 計 繰 入 金	134,888
4 繰 越 金		17,031
	1 繰 越 金	17,031
5 諸 収 入		14,625

	1 雑	入	14,625
6 県	債		120,000
	1 県	債	120,000
歳 入 合 計			287,892

歳 出

款	項	金 額
1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費		千円 287,892
	1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費	287,892
歳 出 合 計		287,892

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市場施設維持管理費	千円 120,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。

計	120,000			
---	---------	--	--	--



令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ526,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、128,037千円と定める。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 610
	1 一 般 会 計 繰 入 金	610
2 繰 越 金		128,519
	1 繰 越 金	128,519
3 諸 収 入		397,189
	2 貸 付 金 元 利 収 入	269,152
	3 雑 入	128,037

歳 入 合 計		526,318
歳 出		
款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 526,318
	1 林業改善資金貸付事業費	526,318
歳 出 合 計		526,318

令和 5 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 241,812 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 745
	1 一 般 会 計 繰 入 金	745
3 繰 越 金		232,967
	1 繰 越 金	232,967
4 諸 収 入		8,100
	1 預 金 利 子	147
	2 貸 付 金 元 利 収 入	7,543
	3 雑 入	410

歳 入 合 計		241,812
歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 241,812
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	241,812
歳 出 合 計		241,812



令和 5 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

令和 5 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 372,995 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 20,856
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,856
3 繰 越 金		13,181
	1 繰 越 金	13,181
4 諸 収 入		338,958
	1 預 金 利 子	90
	2 貸 付 金 元 利 収 入	307,186
	3 雑 入	31,682

歳 入 合 計		372,995
歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 372,995
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費	372,995
歳 出 合 計		372,995

令和 5 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

令和 5 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 154,396 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 15 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 66,819
	1 使 用 料	66,819
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		26,177
	1 雑 入	26,177
9 繰 入 金		61,399
	1 一 般 会 計 繰 入 金	61,399

歳 入 合 計		154,396
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 154,396
	1 港 湾 整 備 事 業 費	154,396
歳 出 合 計		154,396

# 企 業 会 計



## 令和 5 年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |   |     |              |
|-----------------------|---|-----|--------------|
| (1) 給 水 区 域           | 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、<br>多気郡、度会郡玉城町及び度会町 |     |              |
| (2) 年 間 総 給 水 量       | 76,408,541 m <sup>3</sup>                                       |     |              |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量     | 208,198 m <sup>3</sup>  |     |              |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 業務設備及び改良事業  | 事業費 | 175,095 千円   |
|                       | 北勢水道改良事業  | 事業費 | 2,021,016 千円 |
|                       | 中勢水道改良事業  | 事業費 | 3,153,266 千円 |
|                       | 南勢水道改良事業  | 事業費 | 1,586,815 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収		入
第 1 款 水 道 事 業 収 益			9,937,993 千円
第 1 項 営 業 収 益			8,942,222 千円
第 2 項 営 業 外 収 益			995,771 千円
	支		出
第 1 款 水 道 事 業 費 用			9,903,714 千円
第 1 項 営 業 費 用			9,363,616 千円

第 2 項	営 業 外 費 用	538,098 千円
第 3 項	予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,576,020 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 543,570 千円及び過年度分損益勘定留保資金 7,032,450 千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入		1,104,836 千円
第 1 項	補 助 金		557,330 千円
第 2 項	出 資 金		397,506 千円
第 3 項	長 期 貸 付 金 償 還 金		150,000 千円
		支	出
第 1 款	資 本 的 支 出		8,680,856 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		6,994,830 千円
第 2 項	償 還 金		1,686,026 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水管布設替工事等に係る契約	令和 5 年度から令和 6 年度	1,236,800 千円
導水ポンプ所建築整備工事等に係る契約	令和 5 年度から令和 7 年度	4,269,650 千円
電気設備改良工事等に係る契約	令和 5 年度から令和 7 年度	2,929,163 千円
浄水場等設備点検業務委託に係る契約	令和 6 年度から令和 9 年度	1,066,376 千円
電気需給に係る契約	令和 5 年度から令和 6 年度	1,423,708 千円
清掃業務委託に係る契約	令和 6 年度から令和 10 年度	4,513 千円
行政事務用機器賃貸借に係る契約	令和 6 年度から令和 10 年度	3,861 千円



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職 員 給 与 費

(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 935,837千円

(2) 交 際 費 44千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、598,259千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,000千円と定める。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一 見 勝 之



令和 5 年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	92 社		
(2) 年 間 総 給 水 量	213,330,540m <sup>3</sup>		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	582,870m <sup>3</sup>		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業 務 設 備 及 び 改 良 事 業	事 業 費	264,907 千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	3,241,026 千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	114,186 千円
	松阪工業用水道改良事業	事 業 費	681,096 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益		6,346,950 千円	
第 1 項 営 業 収 益		5,973,884 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		373,066 千円	
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費用		6,564,767 千円	
第 1 項 営 業 費 用		6,278,441 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用		284,326 千円	
第 3 項 予 備 費		2,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,914,168千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額386,603千円及び過年度分損益勘定留保資金2,527,565千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,852,142千円
第1項	企業債		2,333,000千円
第2項	補助金		165,200千円
第3項	出資金		319,558千円
第4項	負担金		34,155千円
第5項	固定資産売却代金		229千円
		支	出
第1款	資本的支出		5,766,310千円
第1項	建設改良費		4,500,773千円
第2項	償還金		1,165,537千円
第3項	投資		100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額		
配水管	布設工事等に	係る	契約	令和5年度から	令和7年度	1,133,000千円		
撤去	工事	に	係る	契約	令和5年度から	令和6年度	93,500千円	
電気設備	改良工事等に	係る	契約	令和5年度から	令和6年度	375,287千円		
制水	弁取替	工事	に	係る	契約	令和6年度	23,400千円	
浄水場	等設備点検	業務委託	に	係る	契約	令和6年度から	令和9年度	64,960千円
清掃	業務委託	に	係る	契約	令和6年度から	令和10年度	8,028千円	

電 気 需 給 に 係 る 契 約	令和5年度から令和6年度	791,726千円
行 政 事 務 用 機 器 賃 貸 借 に 係 る 契 約	令和6年度から令和10年度	587千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,915,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 中伊勢工業用水道改良事業	55,000千円	〃	〃	〃
(3) 松阪工業用水道改良事業	363,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職 員 給 与 費

(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 704,721千円

(2) 交 際 費 32千円

(他会計からの補助金)

【第17号 令和5年度三重県工業用水道事業会計予算】

4終

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,318千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之

## 令和 5 年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数		766 床		
	一	般	病	床	282 床		
	精	神	病	床	448 床		
	療	養	病	床	36 床		
(2)	年	間	患	者	数		
	入			院	165,713 人		
	外			来	129,438 人		
(3)	一	日	平	均	患	者	数
	入			院	453 人		
	外			来	533 人		

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病 院 事 業 収 益		5,474,217 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,794,897 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		2,679,320 千円

【第 18 号 令和 5 年度三重県病院事業会計予算】

	支	出
第 1 款 病 院 事 業 費 用		5,479,415 千円
第 1 項 医 業 費 用		5,342,891 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		136,524 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 403,828 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,048 千円及び過年度分損益勘定留保資金 401,780 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入		1,247,087 千円
第 1 項 企 業 債		443,000 千円
第 2 項 県 費 負 担 金		404,087 千円
第 3 項 短 期 貸 付 金 返 還 金		400,000 千円

	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出		1,650,915 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		450,363 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		707,552 千円
第 3 項 長 期 借 入 金 償 還 金		90,000 千円
第 4 項 長 期 貸 付 金		3,000 千円
第 5 項 短 期 貸 付 金		400,000 千円



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システムサーバ周辺機器再構築及び保守業務委託に係る契約	令和6年度から令和10年度	12,210千円
医療機器等賃借に係る契約	令和6年度から令和9年度	3,168千円
行政用事務機器等賃借に係る契約	令和6年度から令和9年度	952千円
地下水給水システム賃借に係る契約	令和6年度	1,832千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	443,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

【第18号 令和5年度三重県病院事業会計予算】

4 終

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,766,038 千円
(2) 交際費	73 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、138,697 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、151,584 千円と定める。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之

## 令和 5 年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町		
(2) 年間総処理水量	89,110,000m <sup>3</sup>		
(3) 一日平均処理水量	244,137m <sup>3</sup>		
(4) 主要な建設改良事業	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	408,545 千円
	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	3,986,058 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	527,625 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	707,860 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	968,310 千円
	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	2,008,020 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		14,120,626 千円
第 1 項 営業収益		6,662,710 千円
第 2 項 営業外収益		7,457,916 千円
	支	出
第 1 款 流域下水道事業費用		14,100,486 千円

第 1 項 営 業 費 用	13,464,705 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	635,281 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 679,638 千円は、当年度分損益勘定留保資金 679,638 千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第 1 款 資 本 的 収 入	11,095,881 千円
第 1 項 企 業 債	2,216,700 千円
第 2 項 補 助 金	7,010,075 千円
第 3 項 負 担 金	1,869,106 千円
	支 出
第 1 款 資 本 的 支 出	11,775,519 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	8,749,601 千円
第 2 項 償 還 金	3,025,918 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道施設の指定管理に係る協定	令和 5 年度から令和 10 年度	31,110,251 千円
下水道事業（北勢沿岸流域下水道ほか 2 流域下水道）に係る契約	令和 6 年度から令和 7 年度	6,797,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業費	1,854,700 千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 資本費平準化債 (一時借入金)	362,000 千円	〃	〃	〃

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 504,423 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,583,882 千円である。

令和5年2月15日提出

三重県知事 一見勝之